

藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

藤沢市長
鈴 木 恒 夫

藤沢市規則第 6 7 号

藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則の一部を改正する規則
藤沢市民病院事業の財務の特例を定める規則（昭和 4 6 年藤沢市規則第 4 3 号）
の一部を次のように改正する。

第 7 1 条を次のように改める。

（計理状況の報告）

第 7 1 条 総務課長は、毎月末日をもつて試算表その他事業の計理状況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌月 2 0 日までに市長に提出しなければならない。

第 7 2 条第 1 号中「第 5 8 条の 2」を「第 5 8 条の 2、第 5 8 条の 3」に改める。

第 7 3 条第 1 号の表第 9 8 条第 6 項の項中

「

指定金融機関市役所派出所	出納取扱金融機関派出所
--------------	-------------

」を

「

自動振込	オンライン送金
市の預金口座	藤沢市民病院の預金口座

」に改め、同表第

9 8 条第 7 項の項を削り、同表第 1 2 4 条の項中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項後段」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項後段」に、同表第 1 2 5 条第 1 項の項中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項前段」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項前段」に、同表第 1 2 5 条第 2 項の項中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項後段」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項後段」に改める。

別表第 2 の 4 (3) の表中「寄付金」を「寄附金」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（経過措置）

3 令和8年7月1日から同年9月30日までの間における第73条第1号の表の適用については、同表左欄中「第98条第6項」とあるのは「藤沢市財務規則の一部を改正する規則（令和8年藤沢市規則第66号）による改正前の藤沢市財務規則第98条第6項」と、「第98条第7項」とあるのは「藤沢市財務規則の一部を改正する規則（令和8年藤沢市規則第66号）による改正前の藤沢市財務規則第98条第7項」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第72条の改正規定及び第73条第1号の表の改正規定（第124条の項、第125条第1項の項及び第125条第2項の項に係る部分に限る。）は令和8年9月24日から、同表の改正規定（第124条の項、第125条第1項の項及び第125条第2項の項に係る部分を除く。）は令和8年10月1日から施行する。